

**平成29年 第57回定例会  
坂井地区広域連合議会会議録**

平成29年7月28日 開 会  
平成29年7月28日 閉 会

**坂井地区広域連合議会**

平成29年 第57回坂井地区広域連合議会定例会 会議録目次

◎第1日目（平成29年7月28日）

○	議事日程	2
○	出席議員	3
○	欠席議員	3
○	地方自治法第121条により出席した者	3
○	事務局職員出席者	3
○	開会の宣告	4
○	広域連合長招集挨拶	4
○	開議の宣告	6
○	諸般の報告	6
○	議席の一部変更について	6
○	会議録署名議員の指名	6
○	会期の決定	6
○	副議長の選挙	7
○	議案第9号から議案第15号の一括上程、提案理由の説明	8
○	一般質問（15番 畑野麻美子議員、14番 永井純一議員）	10
○	議案第9号から議案第15号の質疑、討論、採決	20
○	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	24
○	閉議の宣告	24
○	広域連合長閉会挨拶	24
○	閉会の宣告	25
○	署名議員	26

# 1 第57回坂井地区広域連合議会定例会議事日程

平成29年7月28日

午後2時45分開議

- 開会の宣告
- 広域連合長招集挨拶
- 開議の宣告
- 諸般の報告

日程第 1 議席の一部変更について

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 副議長の選挙

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 一般質問

日程第 7 議案第 9号 専決処分の承認を求めることについて

(平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算(第5号))

日程第 8 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて

(平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算(第6号))

日程第 9 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて

(福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約の一部を変更することについて)

日程第10 議案第12号 平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第11 議案第13号 平成29年度坂井地区広域連合一般会計補正予算(第1号)

日程第12 議案第14号 平成29年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第13 議案第15号 平成29年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算(第1号)

追加日程第1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

- 閉議の宣告
- 広域連合長閉会挨拶
- 閉会の宣告

2 出席議員（18名）

1番 堀田 あけみ	2番 後藤 寿和	3番 川端 精治
4番 室谷 陽一郎	5番 渡辺 竜彦	6番 前川 徹
7番 仁佐 一三	8番 戸板 進	9番 吉川 貞明
10番 毛利 純雄	11番 佐藤 寛治	12番 川畑 孝治
13番 吉田 太一	14番 永井 純一	15番 畑野 麻美子
16番 北島 登	17番 田中 千賀子	18番 卯目 ひろみ

3 欠席議員（0名）

なし

4 地方自治法第121条により出席した者

広域連合長 橋本 達也	事務局長 岡 弘和
事務局次長 出島 瑞恵	総務課参事 長谷川 浩幸

5 事務局職員出席者

議会事務局参事 熊谷 晃	議会事務局書記 五十嵐 真紀
--------------	----------------

〔一同起立・礼・着席〕

◇開会の宣告◇

○議長（佐藤寛治） ただいまから、第57回坂井地区広域連合議会定例会を開会いたします。  
(午後2時45分)

◇広域連合長招集挨拶◇

○議長（佐藤寛治） 開会に当たり、広域連合長より招集の挨拶を許します。  
橋本広域連合長。

○広域連合長（橋本達也） 第57回坂井地区広域連合議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

この夏も厳しい暑さに見舞われております。十分な体調管理が必要となる季節の中、議員各位には公私ともにご多忙のところご参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

また、あわら市議会議員の皆様におかれましては、今般のあわら市議会議員選挙でのご当選おめでとうございます。今後は当広域連合議会議員としてご指導を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、7月上旬に発生した九州北部豪雨や秋田県の記録的な豪雨など、一連の大雨により多くの方々が災害に遭われました。亡くなられた方に哀悼の意をあらわしますとともに、被災された方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

さて、第6期介護保険事業計画も最終年を迎え、昨年度の介護保険給付費の執行率は計画値の約94.4%と、ほぼ計画どおり順調に推移しております。また、平成30年度からの第7期介護保険事業計画策定につきましては、施策のさらなる充実に努めてまいりますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。

ご案内のとおり、本定例会は専決処分に関するもの3議案、報告1議案、補正予算に関するもの3議案の計7議案の審議をお願いするものであります。各議案の内容、提案の趣旨につきましては後ほどご説明申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、引き続き、各課の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務課所管について申し上げます。

環境関係でございますが、平成28年度のさかいクリーンセンターでの受け入れ状況は、生し尿が2,334キロリットル、浄化槽汚泥等が1万568キロリットル、合計1万2,902キロリットルで、前年度と比較して6.2%の減少となりました。

肥料につきましては、生産量が9万6,690キログラムで、前年同期と比較すると6,930キログラム、6.7%と減少し、市民への配布量も2,270袋と、前年度と比べて258袋の減となっております。

また、6月には地元4地区に出向き、クリーンセンターの運営状況を報告し、意見交換会を实

施しましたが、特に苦情等はございませんでした。

また、定期的に放流水等の水質分析を行い、処理状況を把握しながら環境保全に努めております。

次に、平成28年度代官山斎苑の利用状況ですが、あわら市で372件、坂井市三国町で242件、準管内で6件、管外16件の合計636件となっております。また、霊柩車の利用状況ですが、あわら市で329件、坂井市三国町で223件、準管内3件、管外8件の合計563件でございます。

代官山墓地の貸し付け状況につきましては、4平方メートル区画が6件、6平方メートル区画が5件の申し込みがあり、残りの区画数は107区画となっております。

次に、介護保険課所管でございますが、さきにも申し上げましたが、今年度は第7期の介護保険事業計画の策定の年でございます。6月29日に第1回の策定委員会を開催し、計画策定につきまして諮問をいたしました。12月には策定委員会から答申をいただく予定でございますが、議会に対しましても、策定経過について、次の定例会時に説明させていただきたいと存じます。

次に、主な事業等の実施状況について申し上げます。

まず、平成29年度の介護保険料の当初賦課状況について申し上げます。去る7月10日に、特別徴収分3万1,881人と普通徴収分2,295人の方々に、本年度の納入通知書を発送いたしました。本年度の調定額は、特別徴収が23億1,508万円、普通徴収が1億4,675万円、滞納繰越額が7,003万円の、合計25億3,186万円となっており、前年比で合計823万円の増となっております。

次に、要介護認定事務について申し上げます。平成29年5月末における第1号被保険者のうち、要支援を含む要介護認定者は、去年同期比で1人減の5,742人となっており、全高齢者の17.0%を占めております。

次に、保険給付の状況について申し上げます。現在、平成28年度分が確定しており、保険給付費の総計は99億70万円であり、前年度比0.1%の減となっております。これは、第6期介護保険事業計画値に対し、94.4%の執行率となっております。このうち、居宅介護サービス費は36億2,655万円の前年度比1.3%の減、地域密着型介護サービス費は20億2,515万円の前年度比6.6%の増、施設介護サービス費は30億3,903万円の前年度比2.7%の減となっております。計画値に対して訪問系サービスの給付費は下回り、通所系、居宅介護支援の給付費は上回っています。また、小規模多機能型居宅介護や定期巡回随時対応型訪問介護看護の利用は伸びておらず、今後の課題であります。なお、平成29年度4月から6月までの保険給付費は25億1,220万円と、前年同期に比べ、ほぼ横ばいの状況となっております。

最後に、フレイル予防事業についてご報告申し上げます。これは、福井県が東京大学高齢社会総合研究機構とジェロントロジー（総合長寿学）共同研究協定を締結したことを受け、坂井地区が県内のモデル地区としてフレイル予防事業を実施するものです。フレイルになる手前での高齢者の自発的な健康づくりを促すことで、医療・介護を必要とする高齢者の増加の抑制を図るものでございます。

広域連合といたしましては、こうした地域支援事業にも適切にかかわりながら、引き続き坂井地区の地域包括ケアシステムの構築を進めていきたいと考えておりますので、議員をはじめ、関係者のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇開議の宣告◇

○議長（佐藤寛治） 本日の出席議員数は18名であります。会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◇諸般の報告◇

○議長（佐藤寛治） 諸般の報告を議会事務局参事より行います。

議会事務局参事、熊谷晃君。

○議会事務局参事（熊谷 晃） それでは、諸般の報告をいたします。

本定例会の付議事件は、連合長提出議案7件であります。

本定例会の説明出席者は、連合長以下4名であります。

なお、坂本副連合長においては、県外出張のため、本定例会の欠席届が提出されております。

次に、7月21日に開かれました議会運営委員会において、あわら市選出の仁佐議員、卯目議員の2名を、議会閉会中のため、議会委員会条例第7条第1項ただし書きの規定により、議長が議会運営委員に指名したことを報告します。また、議会運営委員長は、委員の互選により、卯目議員が委員長に選出されたことをあわせて報告します。

以上でございます。

◇議席の一部変更について◇

○議長（佐藤寛治） 日程第1、議席の一部変更についてを議題といたします。

このたび、あわら市議会選挙により2名の議員がかわられましたので、会議規則第4条第1項の規定により、議長において議席の一部を変更いたします。変更した議席はお手元に配付のとおりであります。

◇会議録署名議員の指名◇

○議長（佐藤寛治） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番、後藤寿和君、3番、川端精治君の両名を指名します。

◇会期の決定◇

○議長（佐藤寛治） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 異議なしと認め、したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定しました。

◇副議長の選挙◇

○議長（佐藤寛治） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。副議長に毛利純雄君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました毛利純雄君を、副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました毛利純雄君が副議長に当選されました。

副議長に当選された毛利純雄君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

副議長に当選されました毛利純雄君からご挨拶があります。

○副議長（毛利純雄） ただいま、議長のほうから推挙をいただきました毛利でございます。大変身に余る光栄と存じております。

当広域連合も介護保険、また代官山斎苑、そしてクリーンセンターと、大変市民に直結しました事業を行っているところでございます。特に介護保険におきましては、当然2025年の問題がございます。それらに向けまして、当広域連合をはじめ、両市におきまして、地域包括ケアシ

STEMの構築に、坂井郡の医師会あるいは関係の皆様方の協力を得ながら、現在進められております。これらにつきまして、当広域連合に対しまして敬意を表するところでございます。当然議会としても、これは一日も早い構築のために努力をしていかなければならないのかなと私は思っております。この議会も佐藤議長を中心に、また私も補佐をさせていただきながら、一日も早い構築に向けての対応をしていかなければならないと考えております。これには当然、広域連合の議員の皆様方のご指導、ご鞭撻をいただかなければできないということでございますので、今後とも議員の皆様方には何とぞご指導、ご鞭撻をお願いいたしたいと思っております。

簡単でございますが、一言就任に当たりましてのご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございます。

◇議案第9号から議案第15号の一括上程、提案理由の説明◇

○議長（佐藤寛治） 日程第5、提案理由の説明に入ります。

日程第7から日程第13まで議案7件を一括議題といたします。上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） ただいま上程されました議案第9号、専決処分の承認を求めることについてから議案第15号、平成29年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）についてまでの7議案について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第9号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。本案は、平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第5号）について、平成29年2月20日に専決処分を行ったものであります。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ293万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を111億9,539万円とするものであります。補正の内容につきましては、既存高齢者施設等の防火防犯対策、耐震化等の推進事業について国からの内示があったため、坂井地区内事業所に募集を行ったところ、4事業所より応募があり、防犯カメラ等の設置に補助を行うものです。また、これに伴う歳入としまして、国庫補助金を計上しております。

次に、議案第10号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。本案は平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第6号）について、平成29年3月16日に専決処分を行ったものであります。今回の補正予算は繰越明許費に関するもので、議案第9号で専決処分しました補正額293万1,000円について、翌年度へ繰り越すものであります。

次に、議案第11号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。本案は、去る6月1日付で、小浜市、高浜町、おおい町及び若狭町において、可燃ごみ処理事務及び要介護認定事務等を共同処理する若狭広域行政事務組合を設立したことに伴い、福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約の一部を変更する協議について、議会を招集するいとまがなかったため、平成29年5月15日に専決処分したものであります。

次に、議案第12号、平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。先ほど専決処分のところでご説明いたしました補正額293万1,000円を繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

次に、議案第13号、平成29年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ8万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,398万8,000円とするものであります。その主なものは、平成28年度一般会計の決算が確定したことに伴い、繰越金から構成市負担金に財源更正するものであります。

次に、議案第14号、平成29年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2億1,625万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ116億2,311万8,000円とするものであります。その主なものは、平成28年度介護保険特別会計の決算が確定したことに伴い、繰越金から構成市負担金に財源更正を行い、基金に8,641万4,000円を積み立て、国、県、支払基金精算返還金として1億2,984万4,000円を計上するものであります。

次に、議案第15号、平成29年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ48万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ266万円とするものであります。その主なものは、平成28年度代官山墓地特別会計の決算が確定いたしましたので、前年度繰越金を代官山墓地基金に積み立てるものであります。

なお、各会計当初予算の内容につきましては事務局長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、7議案の提案理由とさせていただきますので、ご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局長、岡弘和君。

○事務局長（岡 弘和） それでは、私のほうから、議案第13号、平成29年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）から議案第15号、平成29年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）までの3議案について、概要をご説明申し上げます。

まず、議案第13号、平成29年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）について、一般会計補正予算書の1ページをお開きください。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ8万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,398万8,000円とするものです。

4ページをお開きください。事項別明細書の歳入ですが、第1款、分担金及び負担金で621万9,000円を減額し、第6款、繰入金で11万3,000円、第7款、繰越金で618万7,000円、第8款、諸収入で7,000円を追加するものです。これにつきましては、前年度決算による繰越金を各構成市へ返還せず、現年度の分担金及び負担金に財源充当するものでございます。

5 ページをごらんください。歳出では、第3款、民生費の繰出金で、低所得者保険料県追加交付金7,000円、第5款、基金積立金で、1台3,000円の27台分に当たります霊柩車購入基金積立金8万1,000円を計上しております。

次に、議案第14号、平成29年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。特別会計補正予算書の1ページをお開きください。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2億1,625万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ116億2,311万8,000円とするものです。

4ページをお開きください。事項別明細書の歳入ですが、第2款、分担金及び負担金では、繰越金から財源更正のため8,394万8,000円を減額し、第7款、財産収入では、基金利子5,000円を、第9款、繰入金では低所得者保険料の県追加分7,000円を、第10款、繰越金では、前年度決算確定による2億9,594万2,000円を、第11款、諸収入では、地域支援事業に係る支払基金の過年度収入425万2,000円をそれぞれ計上しております。

5ページをごらんください。第5款、基金積立金では、介護保険財政調整基金積立金と介護福祉推進基金積立金、合わせて8,641万4,000円を計上しております。第6款、諸支出金では、第1号被保険者保険料還付金、平成28年度介護保険給付費確定による国、県、支払基金への返還金、低所得者保険料精算返還金、合わせて1億2,984万4,000円を計上しております。

次に、議案第15号、平成29年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。補正予算書の1ページをお開きください。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ48万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ266万円とするものです。

4ページをお開きください。事項別明細書の歳入ですが、第4款、繰越金では、平成28年度からの繰越金48万円を計上いたしております。

一方、5ページの歳出では、第2款、諸支出金として、歳入と同額の48万円を代官山墓地基金に積み立てるものでございます。

以上、議案第13号から議案第15号までの概要説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤寛治） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◇一般質問◇

○議長（佐藤寛治） 日程第6、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、15番、畑野麻美子君の一般質問を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 15番、畑野麻美子です。通告に従いまして、第6期事業計画の問題点を第7期事業計画でどのように改善していくのか、第7期介護保険料の値上げは避けるべき

について一般質問を行います。

平成12年度に導入された介護保険制度は、現在第6期、18年目を迎えました。今年4月から大改革が行われました。現在策定委員会が行われていますが、第7期事業計画の取り組みは重要です。

平成29年4月から本格移行された介護予防・日常生活支援総合事業、通いの場合は、構成市によって取り組み方は直営、委託と違っていますが、まだまだ足りていない状況です。また、介護人材の確保はとても深刻な問題です。確保どころか、全く足りない状況です。また、施設サービスの整備や地域密着型サービスの整備目標は、第6期ではほとんどありませんでしたが、現在の待機者数をどう捉え、第7期のサービスは何が求められるのでしょうか。

次に、現在の介護保険料は標準で5,800円、第5期には1,300円の値上げ、第6期で400円の値上げでした。第6期では2億7,000万円の基金を取り崩し、公費1,000万円を導入したことは評価できます。しかし、これ以上の値上げは避けるべきです。試算はできているのでしょうか。

以上のことから、第6期事業計画の問題点を踏まえて、第7期でどう改善していくのでしょうか。

1点目、通いの場が目標どおりに進んでいません。改善の計画をどのように立てるのでしょうか。

2点目、介護人材の確保については、どうすれば改善できると考えていますか。

3点目、施設サービス整備についての見解を求めます。

4点目、介護保険料の値上げは避けるべきです。

5点目、策定委員会の委員の意見をよく聞いて審議することを求めます。

以上、一般質問とします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 畑野議員のご質問にお答えをいたします。

1つ目の、高齢者の通いの場についてですが、高齢者の通いの場を充実させることは、高齢者自身の生きがいづくりや介護予防の点から重要であると認識しております。

坂井地区における現在の高齢者の通いの場ですが、介護保険サービスの通所事業所のほか、構成市では地域支援事業を活用し、構成市の直営や社会福祉協議会などへの委託等により、サロンや介護予防活動の場を設け、高齢者の介護の状況やニーズに応じた場を提供しているところです。高齢者の通いの場の充実、地域包括ケアシステムの充実、深化という点からも非常に大切なことです。今後は行政や専門職、介護事業所のみならず、住民や地域組織、ボランティア団体等と協働して、通いの場づくりを進めることが必要となります。

坂井地区では、本年度から新しい介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業をスタートしました。この事業は、全国一律的なサービスの提供のみならず、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで地域の支え合い体制づくりを推進し、高齢者に対する効果的かつ効率的な支援を目指すものであります。第7期介護保険事業計画の策定に当たっては、

住民等の多様な主体がみずからのアイデアで通いの場づくりを行うための支援が行えるよう、構成市とともに総合事業等の制度を効果的に活用する検討を行い、介護保険に関する部分については計画に盛り込みたいと考えております。

2つ目の質問である、介護人材の確保についてお答えいたします。

介護保険の持続可能性を高めるために、介護職員の確保と定着支援は、行政と介護事業所などの関係機関が一体となって取り組むべき重要な課題であります。福井県における医療・福祉分野の従事者数は、平成22年度の国勢調査では4万4,768人でありましたが、平成27年度国勢調査の速報値では5万769人で、約6,000人の増加となっております。しかしながら、現場から介護職不足の声がなくなることはなく、今後さらに介護等のニーズが増加する中で、それを支える生産年齢人口は継続的に減少していくため、介護等の需要の増加に応じた専門職の確保はますます困難になっていくことが予測されています。

担い手と需要の不均衡を改善するには、国、県、介護事業所等と連携した従前からの取り組みを継続し、介護職の確保を行っていくことに加え、これまで高齢者の支援にはかかわりが無いと感じていた地域住民など、幅広い担い手を確保していくことが必要となってきております。特に高齢の方でも元気な方には担い手側に加わってもらうことで、ご本人の社会参加や介護予防にもつながります。今後、元気な高齢者の方がサービスの担い手となれるような仕組みを、構成市、介護事業所等と検討していきたいと考えております。

3つ目の質問である、施設サービスの整備についてお答えいたします。

施設サービスの整備につきましては、現在、各施設事業者に対して入所待機者の調査及び施設サービス実施の意向調査を行っています。また、今年度福井県が策定する第7次医療計画の動向にも注視し、入院から在宅や介護施設等に移行する人数にも対応できるよう、坂井地区での介護支援体制を整備する必要があると考えております。あわせて、在宅での生活維持が困難となり、施設等での生活に移行する人数を見込むことも必要です。第7期計画ではそれらの内容を十分に勘案し、今後3年間で整備する施設数等を決めていく方針であります。

4つ目の、第7期計画において、介護保険の保険料の値上げは避けるべきというご意見ですが、介護保険料基準額はこれから介護保険事業計画策定委員会に諮っていく事項ですので、現時点では第7期の介護保険料を引き上げるべきかどうかの判断はできないものと考えております。

第7期計画の策定に向けた国の基本指針では、高齢者自立支援、介護予防、重度化防止の推進に向けた施策に取り組むよう保険者に求められています。広域連合としても、坂井地区の実情に応じた取り組み内容と目標を計画の中に反映させていきたいと考えております。第7期計画の保険料算定に当たっては、単に近年のサービス給付実績の伸び率のみを考慮して給付見込み量を推計するのではなく、各施策効果の見込みを十分に勘案した上で保険料を決定したいと考えております。

5つ目の、計画策定委員会の意見をよく聞いて審議することについては、多様な意見を踏まえて計画を作成できるよう、介護保険事業計画策定委員会はもちろんのこと、介護保険運営協議会等でいただいたご意見を十分に踏まえ、計画策定を進めてまいります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） それでは、再質問をいたします。

通いの場ですけれども、坂井市においては29年度までに23地区にそれぞれ1カ所ずつ作り、徐々に行政区ごとに歩いていく場所をつくっていく予定でしたけれども、なかなかはかどりませんでした。三国に1つ、丸岡に1つ、そして春江は5つで坂井町が2つでしたっけ、そのくらいでなかなかはかどりませんでした。そして、あわら市のほうでは社協のほうに委託をしてサロンと兼ねた形をとっていますけれども、そのこのところはまだ不十分さがいっぱい残っているような気がいたします。坂井市の場合も、社協に委託してあるサロンですと、あわら市さんと同じような事業というかサービスをやっていますので、その点は変わりはないというふうに思っています。

せんだっての7月19日の、「クローズアップ現代」で介護保険のことが大きく報道されていました。見られたかもわかりませんが、「4月、介護保険の大改革が始まったのをご存じですか。私たちの保険料にも大きくかかわる話です」というふうに紹介され、詳しく説明がありました。

その中で、大阪府の大東市での例が紹介をされていました。ここでは住民力と高齢者の自立に向けて取り組んでいるわけですけれども、職員さんが考案しました、「元気でまっせ体操」というのを、約100以上の体操グループが生まれて、1,900人ほど参加しているということです。その結果、高齢者、要支援1や2だった高齢者135人の体調が改善したというふうに報道されました。そして、この体操なんかはほんとうに住民だけで取り組んでいて、介護の専門職は参加しません。けれども、バックアップはしっかりとやっているということです。この結果が、約2億4,000万円のお金の削減になったというふうに言われています。

でも、その反面、要支援1、2だったある男性は、病院でリハビリを受けなくちゃいけないにもかかわらず、ケア、予防計画では自立支援で在宅でリハビリを行うということになってしまった結果、介護度が5にアップしてしまったという悪い事例も両方紹介されていました。やはり、高齢者の状況、体の状況、いろんな病気を抱えているので、そういうところをしっかりと把握してこの事業はやっていかないといけないというふうなことがありました。

それで質問ですけれども、広域連合としては住民主体の通いの場を充実させるために具体的な方策としてどのように考え、計画に乗せていくのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局長、岡弘和君。

○事務局長（岡 弘和） それでは、畑野議員の再質問にお答えします。

先ほどからも話に出ていますけれども、フレイル予防事業というのが先ほどの全協でも、また連合長の行政報告の中にもフレイル予防事業というのがあったと思いますが、今年度から坂井地区がモデル地区となりまして、構成市とタイアップしてフレイル予防事業を実施することになりました。

この事業のいいところは、保健師とかといった専門職がサポーターになるのではなくて、地域の元気な高齢者がサポーターとなって、そしてフレイルチェックをするという、住民主体の事業

であるというところがいいところじゃないかなと思っております。フレイルチェックというのは、1回、2回、3回とやっていくわけですが、2回目以降がとても大事で、1回目でフレイル状態に気づいた本人が運動とか食事に注意して、そして何カ月後かに2回目のフレイルチェックを受けたときに改善しているかどうかというのを確認するものです。また、サポーターも先ほど言いました高齢者ということで、自分自身の生きがいづくりや健康づくりにつながるといった相乗効果があるのではないかなと考えております。

この事業は行政が主体となってやるのではなくて、地域の住民のが主体となって行っていくので、参加する方も参加しやすい事業となっているのではないかなと思っております。それで、第7期計画では、このような住民が主体となって実施する事業の推進を盛り込んでいきたいと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 15番、畑野です。

先ほど、全協でもフレイル事業が新しく取り入れられたということで、この事業を具体化させて、通いの場というんですか、につなげていくということでしたけれども、なかなか厳しいので、ぜひこれを積極的に、これも含めて積極的にやっていっていただきたいと思います。

先ほど連合長の答弁の中に、「構成市とともに検討していく」ということがありました。広域連合は、構成市に委託したのだからもうお任せというのでもなく、構成市の人も、今、後ろのほうで職員の方が傍聴されていますけれども、自分たちで抱え込むことのないように、職員も削減されて大変忙しい厳しい状況なので、それぞれの立場で住民主体というメリット、デメリットを協議しながら介護予防という視点でしっかりと取り組んでいき、計画に挙げていっていただきたいと思います。

2点目の、介護人材不足ですけれども、どこの事業所を歩いても介護職不足の声がなくなることはありません。「もう限界だ」という声も、この前ある介護事業所に行ったら聞いてきました。「いよいよ介護人材不足に、外国人を採用しなくちゃならなくなった」と言われました。「今までなかなか言葉の壁があって、例えばフィリピンの人たちが勉強していても途中でやめていってしまう。今度はベトナムのほうで募集をしましたところ、10人応募があって、その中で大学卒の人2人を採用、来年3月から採用することに決めました」という話を聞きました。ほんとうに切実な問題ではないかというふうに思います。

第6期計画では、ほんとうに計画の最後のほうに、ありきたりというか形で記載されていたけれども、第7期ではきちっと踏み込んだ計画を立ててほしいと思っています。どのように盛り込んでいくでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局長、岡弘和君。

○事務局長（岡 弘和） 確かに人材確保というのはほんとうに難しい問題なんですけども、1つの調査として、2008年に内閣府が実施した意識調査によりますと、約7割の人が70歳まで働きたいという結果が出ています。高齢者の就労意欲という、高い傾向は坂井地区でも例外ではなく、坂井地区内の介護事業所が、高齢者の話し相手や見守りなど軽易な業務について、60歳から75歳の方に募集を行ったところ、25名の応募があり、そのうちの15名が採用されたというふうに聞いております。

このように、高齢者の方の知恵とかあるいは経験、技能というのを生かして活躍していただくことは、介護分野での人材確保の一助となりますので、今回の第7期計画では関係機関が連携して、そして就労意欲の高い元気な高齢者が担い手となるような仕組みづくりを計画で検討していきたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 定年でやめると、役所関係も再任用ということで働き場がありますけれども、こういう事業所においても60歳から70歳の方が働いて、いろんな経験を生かして果たす役割はとても大きいというふうには思っています。そこもとても大事なというふうには考えますけれども、介護現場の人間関係というのは大変難しいということを、働いている人たちから何度も相談を受けました。そういう点も含めると、やはり賃金体制を整えた正規職員の配置の大切さも踏まえて、介護人材の不足の部分にしっかりと計画を立てていただきたいというふうに思います。

次、3点目ですけども、施設整備についてですけども、これは先ほどの介護人材不足と重なりますけど、施設は建てたけれども、介護職がいなくて事業所が開けないということが全国的にあるようですので、そういう点も含めながら、待機者数やいろいろ移行していく利用者さんなども勘案しながら、ベストな方向でぜひやっていただきたいというふうに思います。

次、4番目ですけども、介護保険料を上げないでほしいと、上げるべきではないということなんですけれども、今国保のほうも県単位化が来年度から始まりまして、全国的に見ても国保料は上がる方向が明記されています。坂井市で、「国保料を上げないでほしい」という質問をしたときに、「住民の混乱を招かないよう判断していく」という答弁をいただいております。国保料は、あわら市さんは県内で2番目、坂井市は4番目に高い国保料と言われております。それがもし上がったとしたら、またその上に介護保険料が上がるのでは、ほんとうに住民負担は多くなるばかりですので、この点、ぜひ保険料は上げない方向でやっていただきたいというふうに再度お願いしたいんですけどもいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局長、岡弘和君。

○事務局長（岡 弘和） 介護職の賃金の体制につきましては、これはうちの当広域連合だけの問題でなく全国的な問題となっていますので、当然国が考えていかないといけないんだろうな

と思いますけど、ただ、議員おっしゃるとおり、その一因として賃金体制、仕事のきつさのわりには賃金が安いといったようなところも否めないのかなと思いますので、賃金体制の整備については今後考えていかないといけないのではないかなと考えております。

それから、施設整備につきましては、これは一般質問の答弁の中でも連合長が申しましたように、入居者の待機者数とか施設サービスの意向調査の結果を踏まえて、今後負の遺産、建てても負の遺産とならないような、そういうふうな計画にしていきたいと考えております。

保険料につきましては、先ほどからも言っているように、策定委員会の中で今後計画していかないといけない一番重要な問題ではないかなと思っておりますけども、これも一般質問で言いましたように、単にサービス給付費実績の伸び率で設定するのではなくて、今のケアプランの適正化とかというのも行っておりますので、各施策の効果も見込んで設定していきたいなと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 各施策の効果も見込んで保険料を判断していきたいということですので、ぜひ上げない方向でしっかり取り組んでいただきたいなと思います。

最後にですけれども、策定委員の声をよく聞いてほしいということなんですけども、以前委員になった方から、意見を言ってもなかなか取り上げてもらえない、もう既に決まっている方向での話が進んでしまうということなども聞きました。どんな小さな意見でも、いい意見ならしっかり取り上げていくのが民主主義だと思いますので、ぜひよく意見を聞いていただきたいなと思いますけれども、そこで質問ですが、策定委員会と運営協議会などとの連携はどのようになっていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局長、岡弘和君。

○事務局長（岡 弘和） 介護保険策定計画、計画の策定委員会と介護保険運営協議会の連携ということですが、介護保険運営協議会は、介護保険事業が市民の意見を十分に反映しながら、円滑かつ適切に実施されるよう、連合長の附属機関として設置されているというふうに定義されています。事業計画の策定は策定委員会で行うことになるわけですが、住民等の多様なご意見をお聞きして計画に反映できるよう、介護保険運営協議会でも事前に計画の内容を提示して、そして審議をしていただいているということになっています。事前に審議していただいた協議会でのご意見を重く受けとめて、その内容を十分に踏まえた上で策定委員会に諮っていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番(畑野麻美子) 策定委員会や議員の後ろにはたくさんの高齢者がいるわけですから、その人たちにとってほんとうによい方向になるように、いろんな意見をいろんな角度から話し合っていたいただきたいなと思います。

最後にですけども、今、自立支援と言われてはいますが、私たち人間は必ずいつかは例外なく衰弱して行って、そして例外なく死んでいくということだと思います。自立支援をどんなに頑張っても、最後にはやっぱり自立支援ができないことになっていってしまいますので、やはり元気で体が弱っていても自分らしく過ごせる、そんな社会になっていくことが大事かと思いますので、そういう点も含めてぜひ第7期の事業計画をしっかりと立てていただきたいことを強調しまして、私の一般質問を終わります。

○議長(佐藤寛治) 続いて、通告順に従い、14番、永井純一君の一般質問を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤寛治) 14番、永井純一君。

○14番(永井純一) 皆様、こんにちは。14番、坂井市の永井純一でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

本日は第7期介護保険事業計画についてお伺いをいたします。介護保険制度では、3年を1期としてサービス整備量を見込み、これを賄うための保険料を設定するとともに、見込み量やサービス整備に向けた施策などを介護保険事業計画として策定するものであります。

第7期介護保険事業計画は2018年度からスタートし、当広域連合においてこの7月、策定委員会が発足をいたしました。策定に当たっては、これまでの施策や利用者のニーズを検証することが重要であります。また、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することや、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることが大事です。介護保険法の改正や国の指針を踏まえつつ、一番大切なことは高齢者お一人お一人が望んでいる生き方を重要視し、その方に合ったサービスを提供することが心の安定につながり、介護状態の軽減になると信じます。そのような第7期介護保険事業計画になることを望んでいます。

以上の観点からお伺いをいたします。

1つ目、計画の内容についてはこれから検討されていきますが、当広域連合としての事業計画の内容について、基本的な考え方をお聞かせください。

2つ目、少し具体的な内容になりますが、今後福祉分野も加わり、医師会をはじめ、構成市と地域住民との協働による支援体制の更なる強化が必要と思われませんが、第7期介護保険事業計画での位置づけと考え方をお伺いいたします。

以上、一般質問といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤寛治) 広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 永井議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目のご質問であります。

第7期介護保険事業計画につきましては、基本的には第6期計画の方向性を継承し、サービスの質的向上や介護保険給付費等の適正化、医療・介護の連携等、これまでの取り組みをさらに強め、着実に実行していく内容とする方針であります。

計画の策定に当たっては、現状分析と課題の整理が必須であります。当広域連合では、国からの指示による介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査に加え、平成27、28年度に全国に先駆けて実施した住まいのアセスメント事業の中で、坂井地区における給付費データの分析や施設待機者調査等を行っております。これらの調査等で把握した分析結果や課題について、計画策定委員会や構成市、関係機関等にお示しし、十分に議論を行った上で、課題解決に向けた方向性を計画に盛り込んでいきたいと考えております。

また先般、国から第7期計画の策定に向けた、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針が示されました。基本指針では、各保険者に対して新たに自立支援、介護予防、重度化防止の推進、医療・介護の連携の推進などの基本的事項に即した方策の検討を求めています。この基本指針で示された要点についても、2025年を見据えた効果的な施策の方向性を示していけるよう、計画策定を進めてまいりたいと考えております。

2つ目のご質問であります。

坂井地区における第6期計画は、基本理念を、「住み慣れた地域で自分らしく暮らせる、みんなで支え合うまちづくり」とし、高齢者の方がたとえ介護が必要な状態になったとしても、みずからの意志で自分らしい生活が選択できるよう、本人とその家族や医療、介護、福祉などの関係者のみならず、地域全体で支え合う地域包括ケアシステムの構築を目指したものであります。

第7期計画に向けた国の基本指針では、これまでの高齢者ケアに特化した地域包括ケアシステムは、障害者の地域生活支援や子育て家庭に対する支援にも応用することが可能として、障害者、児童等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、自分らしく活躍できるコミュニティーを育成し、お互いに支え合いながら暮らすことのできる共生社会の実現を目指すとしております。

このことは、住民、行政、まちづくり組織等の地域のさまざまな活動主体との協力によって既存のコミュニティーを再構築していくことにも通じるものであり、地域包括ケアシステムの構築はまちづくりの一環であると位置づけることができます。今後は、2025年度を見据えた地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向け、計画期間中にそれぞれの地域の実情に合ったまちづくりがより進展するよう、地域住民、行政、医療・介護関係者、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、民間事業者等が一体となって、将来における具体的で望ましい地域の姿を共に考え、共有し、その実現に向けて協働で着手していくことを目指すべきと考えております。

そのためには、第7期計画が各地域において地域包括ケアシステムを推進する上での基本的指針となるよう、計画策定委員会や構成市、関係機関等との協議を十分に行い、坂井地区における目指すべき方向性をより具体的に描き、お示ししたいと考えております。そして、計画策定後についても、構成市の取り組みに対する支援に努めるとともに、適宜計画の進捗状況に対する定期的な把握と検証を行い、介護保険制度の円滑な運営を図ることで坂井地区の皆様が元気で安心して暮らせる地域の実現に全力で取り組む所存であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 14番、永井純一君。

○14番（永井純一） 今、連合長お答えいただきまして、お答えの内容的には私も納得というのか、そのとおりだというふうに理解をさせていただきました。当広域連合はこれまでも、当然国の指針はありますけれども、独自のな地域に合ったこととかそういうこともしっかりと考えて、これまで取り組んでいただいたというふうに思っております。

その中で、今言った坂井地区広域連合の理念とか、あるいは目指すべき方向性というのは私も間違いないと思っておりますし、その中で、やっぱり広域連合としてもいろんな方向性やいろんな指針を示しながら、実質的にはそのことがまだできてない部分というのものもあると思うんですよ。それはなかなか難しい面もあると思いますけども、これまでの取り組みとかそういったこともしっかりと検証しながら、1つだけ、今お聞きしたことに對して、国が求めているというのは、今、連合長おっしゃったように、これから特にやっぱり地域での役割というのか、特に広域連合で言えば構成市の役割、あるいはもっと小さな単位の役割というのが、国も求めているし、非常にそこが第7期でも大事になってくるということで、今わが市の中ではしっかりと共有しながら示していきたいというお話がありましたけども、かなりやっぱり今、障害者とか子育て、いろんな福祉面とかの連携とかが入ってきますので、そういった面ではやっぱり市の役割というのは非常に大きいというのか、非常に量も増えてまいりますし、大きい役割になっていますので、その辺の第7期策定に向けて、特にやっぱりきっちり連携をとってやっていかないと、ある意味、盛り込めないのではないかなという気もしますので、その辺の、策定委員会は策定委員会で示しながらやっていくというのは結構なんですけれども、それまでの間々において、やっぱりしっかり構成市と、あるいは先ほども出ておりましたけども、包括支援センターとかいろんな、あるいは多職種、医師会も当然策定委員会には入っておりますけども、やっぱり細かいところを詰めて出していかなきゃだめなんじゃないかなって。いわゆる目標とかいうことを、いろんなことも盛り込むように国は指示しておりますので、かなりやっぱりきっちり綿密に打ち合わせしていかないとだめだと思うので、その辺の取り組みというのはこれから、あまり時間はありませんけども、きちっとできるような体制で策定委員会を行っていくということでよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局長、岡弘和君。

○事務局長（岡 弘和） 永井議員おっしゃるとおり、当然策定委員会にいろんな人の意見、いろんな職種といいますか、いろんな関係機関のご意見を取り入れた計画にしていけないといけないなと思っております。先ほども言いましたけども、介護保険運営協議会にもいろんな職種の方が入っておりますので、そこでまたいろんな意見を聞いてやっておりますので、今後もちろん構成市はもちろんですけども、多職種の方の幅広いご意見をお聞きしながら策定委員会を進めていきたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 14番、永井純一君。

○14番（永井純一） ぜひお願いしたいんですが、これで終わりにしときますけども、実質的にやっぱり策定委員会はある程度、案というものを出して協議していただきますので、案を出す段階というのか、案づくりの中でしっかりと協議を、特に今いろんな方面なんですけども、しっかりと構成市と協議していただいて実質的なものを出しながら、実現可能というのか、どうやったらできるんやろうかということまで含めたやっぱり協議をしながら指針というものを出していただきたいと思いますので、それだけお願いしたいと思います。

じゃ、以上で終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 介護保険事業について広域連合を設立して、事務を一括するようになりましたのが十六、七年前ですけども、おそらくそのときは、それぞれの構成市にしてみれば、介護保険はちょっと我々の手を離れたというような安堵感がどこかにあったんじゃないかなと思いますが、介護保険ができてもう17年たってきますと、これがもう1回、今話にもありましたように、これはもうまちづくりと言っていい世界に入ってきているということですので、これは単に広域連合だけの仕事ではなくて、それぞれの構成市が自分のこととして、なおかつ幅広く捉えていかなければならないというふうな時代になってきたんだろうと思います。

計画策定委員会は今独自で動いていますので、私のほうから内容について申し上げることはできませんけれども、策定委員のメンバーの中にはそれぞれ構成市の職員もおりますし、いろんな職種の間も入ってきていただいておりますので、またそこでそれぞれの分野の知恵とかを出していただき、また、協力体制も意識しながら計画策定に取り組んでいただければありがたいなと、そういうふうに思っております。

先ほどもちょっと話がありましたけども、介護保険の運営協議会のほうからも代表の方が策定委員会のほうにも入っていただいておりますし、その辺の横の連携も十分これはとっていただけるのではないかなと思っております。

○議長（佐藤寛治） 以上で一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。4時10分から再開いたします。

（午後3時56分 休憩）

（午後4時06分 再開）

◇議案第9号から議案第15号の質疑、討論、採決◇

○議長（佐藤寛治） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、議案第9号、専決処分の承認を求めることについて（平成28年度坂井地区広域連

介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第9号については原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（佐藤寛治） 日程第8、議案第10号、専決処分の承認を求めることについて（平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第10号については原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（佐藤寛治） 日程第9、議案第11号、専決処分の承認を求めることについて（福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約の一部を変更すること

について)を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第11号については原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（佐藤寛治） 日程第10、議案第12号、平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については、先ほどの提案理由の中での報告をもって終結いたします。

日程第11、議案第13号、平成29年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 全員起立です。したがって、議案第13号については原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤寛治） 日程第12、議案第14号、平成29年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第14号については原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤寛治） 日程第13、議案第15号、平成29年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第15号については原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤寛治） 議会運営委員長より、議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を追加日程第1として議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

〔暫時休憩〕

◇議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件◇

○議長（佐藤寛治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◇閉議の宣告◇

○議長（佐藤寛治） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

◇広域連合長閉会挨拶◇

○議長（佐藤寛治） 広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、また暑い中を議員各位にはご出務をいただきました。そして、提案をいたしましたそれぞれの議案、いずれも妥当なご決定を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本議会を通じていろいろご指摘のあった点につきましては、今後の連合の運営に十分に反映をさせていきたいと思っております。なお、第7期の事業計画に対する議員各位の関心が大変高まっているということを感じいたしました。遺漏なきよう事務を進めたいと思っておりますので、

ご支援をお願い申し上げる次第であります。

結びになりますけども、暑さますます強くなっていくかと思われまます。どうか健康には十分ご留意をされましてご活躍されますようお祈り申し上げまして、閉会に当たってのお礼のご挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。

◇閉会の宣告◇

○議長（佐藤寛治） 本日は、新体制になって初めての定例会議でした。高齢化社会を迎えた広域連合では、今年度よりフレイル予防事業が始まります。住みなれた地域で自分らしく暮らせる、みんなで支え合うまちづくりの推進のために、各議員の皆様にもこれからご支援いただくようお願い申し上げます。

これをもちまして第57回坂井地区広域連合議会定例会を閉会いたします。

〔一同起立・礼〕

午後4時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、上記会議の顛末を証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員